

佐賀労働局発表
令和4年3月14日(月)

【照会先】
佐賀労働局職業安定部
部長 三宅 秀朋
課長 山田 敏彦
電話 0952-32-7216

鳥栖市と佐賀労働局が「雇用対策協定」を締結します

～基礎自治体との雇用対策協定の締結は県内初～

鳥栖市（市長 橋本 康志）と佐賀労働局（局長 加藤 博之）は、雇用に関する施策を密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、連携・協力の内容などを定めた「鳥栖市雇用対策協定」を締結し、鳥栖市の雇用対策と就労支援の強化を図ることとしており、下記のとおり協定締結式を開催します。

記

- 1 日 時 令和4年3月29日(火) 10時30分～
- 2 会 場 鳥栖市役所2階 第1会議室
- 3 出席者 橋本鳥栖市長、加藤労働局長 ほか
- 4 概 要 協定書への署名・交換

5 「雇用対策協定」について

雇用対策協定とは国と地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むため、労働局長と地方公共団体の首長が締結する協定のことです（詳細は別添をご参照ください）

【当日の取材対応について】

- ※ 当日の取材の申し込みについて、鳥栖市経済部商工振興課 0942-85-3681 までお願いします。なお、当日は閉式後に取材に対応させていただきます。
- ※ 新型コロナウイルス感染症感染防止のため、会議会場へ入室する場合は、マスクの着用と手指の消毒をお願いします。

鳥栖市雇用対策協定の概要

1 目的

ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、鳥栖市が更に発展していくため、地域経済の活性化に伴う人材の確保・育成、人種、国籍、性別、年齢、身体障害等をはじめとする人の多様性を認め合い、一人ひとりが個性と能力を発揮できる環境整備や職業の安定を図るための総合的な雇用対策に密に連携して取り組むことを目的とする。

2 協定に基づく取組内容（予定）

取組例	鳥栖市の取組	連携	ハローワーク鳥栖の取組
(1) 若者・就職氷河期世代に対する支援	国や県の関係機関と連携した多様な就業機会の確保		新規高卒求人企業を対象にした説明会
(2) 子育て世代の働きやすい環境づくり	ひとり親家庭支援事業		マザーズコーナーによる就労支援
(3) 障害のある人の就労支援	就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の利用促進		企業指導、担当者制の専門的援助
(4) 高齢者の活躍推進	鳥栖市シルバー人材センターへの支援		生涯現役支援窓口
(5) 生活困窮者等の自立支援	就労支援事業		担当者制による就労支援
(6) 多文化共生社会の実現	多文化共生推進事業		外国人の雇用管理改善の取組
(7) 商工業の振興に伴う雇用創出・人材確保	企業誘致推進事業		人材確保支援

3 雇用対策協定の効果

これまで構築してきた連携基盤を強化・発展させるため、相互にPRを行うとともに現在の連携の進捗状況について確認を行う。また、さらに連携できる取組がないか継続的に検討し、住民サービスの向上を目指す。

1 雇用対策協定とは

- (1) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に
関する法律第31条に基づき、地方自治体の長と労働局長が締結する協定。
- (2) 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地
域の実情に応じた各種対策を行う地方公共団体が、それぞれの役割を果たすと
ともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題への対応、住民サービ
スの向上を図ることを目的とする。

2 佐賀県内における雇用対策協定の締結状況について

- (1) 「基礎自治体」との雇用対策協定の締結は**県内初**。なお、佐賀県とは平成
29年3月に、佐賀県庁と佐賀労働局は『佐賀を支える「ひと」と「しごと」
の好循環に向けた佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定』を締結している。

国と地方公共団体の雇用対策協定について（参考資料）

【根拠法令】

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）
（抄）

第十章 国と地方公共団体との連携等

（国と地方公共団体との連携）

第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）（抄）

（協定の締結等）

第十三条の二 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所(次項において「管轄公共職業安定所」という。)の業務に関する事項について、当該都道府県労働局長が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と当該地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定(以下「雇用対策協定」という。)を締結することができる。

- 2 都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、雇用対策協定の内容に係る措置要請があつたときは、当該措置要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の当該措置要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県労働局長及び地方公共団体の長その他の関係者により構成される協議会を組織することができる。